様式第三号（第5条関係）

歯科技工士業務従事者届

（令和8年12月31日現在）

<table>
<tr><td rowspan="2">ふりがな
氏　　名</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">性別</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">年齢　　歳</td></tr>
<tr><td colspan="2">（旧姓）</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="3">〒</td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">歯科技工士
名簿登録</td><td>番　号</td><td colspan="4">第　　号</td></tr>
<tr><td>年月日</td><td colspan="4">1 昭和 ・ 2 平成 ・ 3 令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">業務に従事
する場所</td><td colspan="5">1　歯科技工所（歯科技工所番号:　　）
2　病院又は診療所
3　歯科技工士学校又は養成所
4　事業所
5　その他</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4">〒</td></tr>
<tr><td>名　称</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="5">昭和57年3月31日までに免許を取得した者のみ記入
（　　）都・道・府・県</td></tr>
</table>

（参考）　1 該当する数字を〇で囲むこと。

2 「業務に従事する場所」の欄は、病院又は診療所に勤務する者であっても、当該病院又は診療所において治療中の患者以外の者のためにも歯科技工を行っている場合は、「技工所」、病院又は診療所に勤務して、当該病院又は診療所において治療中の患者のための歯科技工を行っている場合は、「病院・診療所」となる。
また、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。

3 名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用すること。

4 昭和57年3月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。